

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人自治医科大学という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号に置く。

第 2 章 目的

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、へき地等の地域社会の医療の確保及び向上のために高度な医療能力を有する医師を養成するとともに、高度な医療と地域の看護に従事できる看護職者を養成するため、医学及び看護学の教育及び研究を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

自治医科大学 大学院 医学研究科
看護学研究科
医学部 医学科
看護学部 看護学科

第 3 章 役員、理事会及び事務局

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 理事 8 人以上 13 人以内
- (3) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、2 人を常務理事とする。

3 監事のうち 1 人を常勤とすることができる。

(役員を選任)

第 6 条 会長は、全国知事会会長をもって充てる。

2 理事は、次の各号に掲げる者について会長が任命する。

- (1) 自治医科大学学長(以下「学長」という。)
- (2) 評議員会において互選された者 2 人以内
- (3) 全国知事会において推薦された者 5 人以内
- (4) 地方行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから評議員会において選出された者 5 人以内

3 理事長及び常務理事は、理事の互選に基づき会長が委嘱する。

4 監事は、この法人の理事、評議員又は職員(学長、教員その他の職員を含む。以下第 21 条において同じ。)以外の者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任し、会長が任命する。

5 第2項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(会長及び理事長等の職務)

第7条 会長は、この法人の業務を統理し、この寄附行為の定めるところにより、理事、監事及び評議員を任命する。

2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により常務理事がその職務を代理し、又は職務を行う。

4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(監事の職務)

第8条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第9条 役員(会長及び第6条第2項第1号に掲げる理事を除く。以下この条及び第11条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第13条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を議決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の招集)

第 14 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の 3 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面によりあらかじめ通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 15 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

(理事会の定足数)

第 16 条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 17 条第 2 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第 17 条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事について直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び発言の要旨

2 議事録には、出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(事務局)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、21 人以上 30 人以内の評議員をもって組織する。

(評議員の選任)

第 21 条 評議員は、次の各号に掲げる者について会長が任命する。

- (1) 全国知事会において推薦された者 15 人以内
- (2) この法人の職員のうちから理事会において推薦された者 5 人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから理事会において推薦された者 5 人以内
- (4) 地方行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において推薦された者 5 人以内

2 前項第 2 号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員会への諮問)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 目的とする事業の成功の不能による解散
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の任期等)

第 24 条 評議員には、第 9 条及び第 11 条の規定を準用する。この場合において、これらの規程中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第 25 条 評議員会に議長を置き、評議員会において互選する。

(評議員会の招集等)

第 26 条 第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、第 17 条第 1 項中「理事現在数」とあるのは、「出席評議員」と、第 18 条第 2 項中「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 資産から生じる収入
 - (3) 補助金
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入
- (資産の区分)

第 28 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して補助又は寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 29 条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等有利かつ確実な方法により、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 30 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び事業計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算、事業の実績及び剰余金の処分)

第 33 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に、理事長が作成し、監事の意見を付し、かつ、理事会の承認を受けて、事業の実績とともに、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 34 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(予算外義務負担等)

第 35 条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれの現在数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則第4条の3に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会においてそれぞれの現在数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会において理事全員が出席し、その3分の2以上の議決

(2) この法人の目的とする事業が成功する見込がない場合で、理事会において理事現在数の4分の3以上の者が出席し、その4分の3以上の議決

(3) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散した場合における残余財産は、解散時における理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第40条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 財産目録

(4) 貸借対照表

(5) 収支計算書

(6) 事業報告書

(7) 監査報告書

(8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第3号から第7号までの書類及び帳簿は、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報その他理事長が定める方法により行う。

(施行細則)

第 42 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。